

# 第Ⅰ章

## 計画策定の意義

## 第Ⅰ節 計画策定の趣旨

大阪府では、団塊の世代（昭和22～24年生まれ）が75歳以上となる2025（令和7）年まで後期高齢者の増加が顕著であり、また団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年に向けて高齢者数の増加が続く見込みとなっています。また、高齢者の単身世帯の割合が高く、今後もその割合は増加するとともに、医療と介護双方のニーズが高まる85歳以上人口や認知症高齢者が増加するなど、様々なニーズのある高齢者が増加することが見込まれます。一方で、生産年齢人口は引き続き減少することが見込まれ、介護保険制度に関する財政面と介護人材の確保の両面での持続可能性の確保が重要となっています。

今回、大阪府において策定する「大阪府高齢者計画2024」は、「大阪府高齢者計画2021（計画期間：令和3～5年度）」の理念や考え方を引き継ぎつつ、令和6年度から令和8年度までの3年間に実施する取組みなどを定めることに加え、2040（令和22）年に向けて、大阪府がこれから取り組んでいく高齢者保健福祉施策の大きな方向性に関する「羅針盤」となるように検討したものです。

本計画の柱となる地域包括ケアシステムの深化・推進を通じて、高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる社会を構築するとともに、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」を実現することをめざします。

## 第Ⅱ節 これまでの介護保険制度改革の内容

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年4月に創設されました。平成24年度からの改正では、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が示され、平成27年度からの改正では、在宅医療・介護連携の推進など地域支援事業の充実や、予防給付の一部（要支援1、2）を市町村が実施する地域支援事業に移行し多様化すること（新しい総合事業）などが盛り込まれました。

また、平成30年度の改正では、地域包括ケアシステムの深化・推進や、介護保険制度の持続可能性の確保の観点から保険者機能の強化等が図られ、令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図るため、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を図るとともに、介護保険制度の改正においては、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化等の措置が講じされました。

さらに、令和6年度からの改正においては、介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取

組みの促進が都道府県の努力義務とされる等しました。

「大阪府高齢者計画2024」は、こうした制度改正の主旨等を踏まえ、策定しています。

### 第3節 計画の位置づけ

---

都道府県は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9に基づき市町村域を越えた広域的な見地から老人福祉事業の供給体制の確保に関する「老人福祉計画」を、また、介護保険法（平成9年法律第123号）第118条に基づき介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施の支援に関する「介護保険事業支援計画」を定めることとされています。

上記各計画は、高齢者が安心して生活を送ることを確保するという共通の目的があり、相互に連携を図りながら施策を推進することが有効であるため、一体的に作成する旨が、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針で示されていることから、本府においても、「大阪府高齢者計画2024」として一体で策定します。

また、都道府県介護給付適正化計画についても、国の適正化指針で、都道府県介護保険事業支援計画において定めるとされていることから、本計画の中に、「第6期大阪府介護給付適正化計画」として定め、介護給付適正化の推進を図っていきます（第3章第8節）。

さらに、認知症施策の総合的な推進を図るため、令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和5年法律第65号）に基づく国的基本計画の策定に先駆け、「大阪府高齢者計画2024」と併せ「大阪府認知症施策推進計画2024」を策定します（第4章）。

### 第4節 計画期間

---

介護保険法により、3年間を1期とした計画を定めることとされていることから、本計画の期間を令和6年度から令和8年度までとして、第9期の計画を策定します。

### 第5節 計画における目標

---

介護保険法第118条第2項に基づき、「自立支援、介護予防又は重度化防止」及び「介護給付の適正化」に関する、市町村の取組みを支援するための取組みと目標を以下のとおり定めます。

取組み	目標
<b>1. 自立支援、介護予防又は重度化防止</b>	
○市町村が行う生活支援・介護予防サービス基盤整備への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防に資する通いの場への参加率を8%程度に高める</li> <li>・生活支援コーディネーター等研修会の開催:3回/年</li> <li>・生活支援コーディネーター情報交換会の開催:2回/年</li> <li>・生活支援コーディネーター、市町村職員、地域団体等による大交流会の開催:1回/年</li> </ul>
○生活支援体制整備推進支援事業による市町村支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が行う地域活動の創出 5組/年</li> <li>・支援市町村数 4市町村/年</li> </ul>
○住み慣れた地域で暮らし続けられるための生活支援、介護予防サービス等の充実	<p>【支援団体数】プロジェクト型支援:15件/年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別相談型支援:30件/年</li> </ul>
○大阪府アドバイザー等の重点支援市等への派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府アドバイザーの市町村への派遣:50回/年</li> <li>・生活課題アセスメント訪問指導者の市町村への派遣:100回/年</li> </ul>
○職能団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防の推進に資する専門職広域支援調整連絡会の開催:3回/年</li> </ul>
○市町村が行う介護予防活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村職員等に対する研修会の開催:15回/年</li> </ul>
○介護予防に関わる人材育成	<p>【養成人数】理学療法士、作業療法士、言語聴覚士:計 200 名、管理栄養士・栄養士、歯科衛生士:計200名、生活課題アセスメント訪問指導者養成スクール(入門コース:30名、実践コース:30 名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防ケアマネジメント推進研修会の開催:3回/年</li> </ul>
<b>2. 介護給付の適正化</b>	
○要介護認定の適正化の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定審査会委員研修の開催:新規委員のいる全ての市町村からの受講</li> <li>・認定調査員新規研修の開催:修了者数 400 名/年</li> <li>・認定調査員現任研修の開催:全市町村からの受講</li> <li>・主治医研修の開催:受講者数 400 名/年</li> <li>・市町村職員研修の開催:全市町村からの受講</li> <li>・介護認定審査会訪問による保険者への助言:4市町村/年</li> </ul>
○ケアプラン点検等の市町村が行う事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアプラン点検に従事する市町村職員のスキルアップに向けた研修の開催:全市町村からの受講</li> <li>・介護給付適正化システムの操作研修等の開催:全市町村からの受講</li> </ul>
○高齢者住まいにおける適正なサービス提供の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者住まいへのケアプラン点検の事例共有や高齢者住まいの入居者に焦点をあてたケアプラン点検の手法等を検討する意見交換会等を開催:全市町村からの参加</li> <li>・先進的取組みについて、HP での動画掲載や市町村担当者会議等で周知</li> <li>・市町村担当者連絡調整会議等の開催:1回/年</li> <li>・有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対する研修等:1回/年</li> </ul>

介護保険法に基づく上記目標に加え、本計画の成果を測る指標（アウトカム指標）にかかる目標として、「65～74 歳における要介護・要支援認定者の割合の減少（令和3年度末実績:6.4%）」、「75～84 歳における要介護3以上認定者の割合の減少（令和3年度末実績:6.7%）」、「地域における活動<sup>1</sup>への参加率の増加（令和4年度調査:14.7%）」、「自宅で療養しながら最期まで過ごすことができると思う高齢者の割合の増加（令和4年度調査:12.1%）」をめざします<sup>2</sup>。

また、本計画では、上記のほか、目標値の設定が可能な個別の取組みについて、第3章及び第4章において目標値を設定しています。

<sup>1</sup>地域における活動とは、健康体操、趣味の集い、ボランティア活動等のことという。

<sup>2</sup>「65～74 歳における要介護・要支援認定者の割合」及び「75～84 歳における要介護3以上認定者の割合」は、厚生労働省介護保険事業状況報告により、目標の達成状況については、令和8年度末時点の値を確認する。「地域における活動の参加率」及び「自宅で療養しながら最期まで過ごすことができると思う高齢者の割合」は、「大阪府高齢者の生活実態と介護サービス等に関する意識調査」により、目標の達成状況については、計画期間終了後に行う最初の調査にて確認する。

## 第6節 計画の策定及び推進の体制

### 第1項 策定体制

本計画は、府関係部局で構成する「大阪府高齢者保健福祉施策推進会議」で検討を行い、さらに、福祉、医療、保健等の専門家や学識経験者などで構成する「大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会」における審議を経て作成しています。

また、医療計画、介護保険事業（支援）計画の整合性を図るため、大阪府と市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議を行いました。

併せて、パブリックコメントを実施し、府民から寄せられた意見も踏まえて計画を策定しました。

### 第2項 府の推進体制

府関係部局で構成する「大阪府高齢者保健福祉施策推進会議」の開催等を通じて、関係部局が緊密な連携を図りながら本計画を推進します。

また、福祉、医療、保健等の専門家や学識経験者等で構成する「大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会」を運営し、計画の進捗状況について点検・評価を行い、その内容について府ホームページ等を通じて公表します。なお、本計画では、第3章及び第4章に「具体的な取組み」と「目標」を記載し、取組みに関する進捗管理を行います。

### 第3項 「SDGs 先進都市」をめざした取組みの推進

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)は、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で設定された、2030（令和12）年を年限とする国際目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17の目標、169のターゲットが定められています。大阪府では、2025年大阪・関西万博の開催都市として、世界の先頭に立って SDGs に貢献する「SDGs 先進都市」をめざして取組みを進めています。本計画の取組みは、この17の国際目標のうち、目標3【あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する】をはじめとする6つの目標と関連が深いことからこうした観点も踏まえながら推進します。



### 第4項 市町村・関係機関等との連携及び市町村への支援・助言

本計画や市町村計画の着実な推進に向けて、府、市町村、関係機関・団体が適切に役割分担しながら緊密な連携を図り、地域住民等の理解と協力のもとに本計画を推進します。

また、本計画は、市町村計画の推進を支援するための計画であることから、この計画に掲げる大阪府

の施策を通じて市町村の高齢者福祉事業及び介護保険事業の円滑な実施を支援するとともに、様々な機会を通じて、市町村計画が円滑に推進されるよう、支援・助言に努めていくほか、必要な施策等を検討していきます。市町村を支援するに当たっては、介護保険法第5条に基づき必要な助言及び適切な援助を行うとともに、それぞれの市町村の地域資源や高齢化の状況、「保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標」の評価結果を活用した市町村の取組状況等を踏まえ、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かい支援を行うなど、地域全体の底上げを図っていきます。

## 第7節 他計画との関係

本計画は、大阪府の高齢者施策の推進に関連する他の計画並びに市町村の老人福祉計画及び介護保険事業計画とも整合・調和を図り策定しています。

### 第1項 医療計画との整合性

超高齢社会の進展に伴い、とりわけ、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025（令和7）年を見据え、増加・多様化する府民の医療ニーズに応じた、切れ目のない医療提供体制の構築や医療と介護との連携促進が喫緊の課題となっています。

大阪府では、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4に基づく「医療計画」において、2025（令和7）年における医療需要と病床の必要量を推計し、将来のあるべき医療提供体制構築のための施策などを定めた「地域医療構想」を含む「第8次大阪府医療計画」を令和6年3月に策定しました（計画期間は令和6年度から令和11年度まで）。

医療計画及び介護保険事業（支援）計画の策定に当たっては、地域医療構想の推進と地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、これらの計画の整合性を確保することが重要です。そのため「第8次大阪府医療計画」では、本計画における介護サービスの見込量と整合を図り、必要な在宅医療の整備目標を定めています。

### 第2項 地域福祉支援計画との調和

高齢者等や世帯が抱える課題は近年複雑化・複合化しており、高齢者等の生活全般の課題を解決するためには、障がい者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図ることが重要であるとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスを活用しながら、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現する必要があります。

大阪府では、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条第1項に基づく都道府県地域福祉支援計画として、「第5期大阪府地域福祉支援計画」を令和6年3月に策定しました（計画期間は令和6年度から令和11年度まで）。この計画は、地域共生社会の実現に向けて、地域住民が抱える複合化・複雑化した様々な地域生活課題に対応するため、大阪府における高齢者、障がい者、児童等の福祉の推進に関し、共通する考え方や施策の方向性等を提示するものです。本計画は、地域における様々な提供主体

によるサービスの実施や、関係機関等との連携を図り、包括的な支援体制の充実・強化を進める地域福祉支援計画と調和を保っています。

### 第3項 居住安定確保計画との調和

高齢者や障がい者、低額所得者などについては、自力で住宅を確保することが困難な場合があります。

大阪府では、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第5条に基づく「大阪府賃貸住宅供給促進計画」及び、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条に基づく「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」を統合し、「大阪府居住安定確保計画」を令和3年12月に策定しました（計画期間は令和3年度から令和12年度まで）。この計画は、福祉施策等と連携し居住支援の仕組みを機能させつつ、民間賃貸住宅や公的賃貸住宅といったストック全体を活用し、高齢者など住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、地域の実情に応じた居住安定確保施策の方向性を提示するものです。本計画は、高齢者の住まいの支援について、居住安定確保計画との調和を保っています。

### 第4項 大阪府介護・福祉人材確保戦略2023との調和

後期高齢者の増加や生産年齢人口の減少により介護・福祉人材の確保が一層困難となることが予想される中、人材の安定確保と、高度化・多様化する支援ニーズに対応しうる質的な向上を図っていく必要があります。

大阪府では、府内の人材確保に関する課題等を踏まえ、大阪府、市町村、福祉サービスを行う事業者及び関係団体等が実施すべき施策の方向性を示す「大阪府介護・福祉人材確保戦略2023」を令和5年3月に策定しました（取組み期間は令和5年度から令和9年度まで）。この戦略では、若者、中高年齢者、外国人など多様な人材の参入の促進による人材のすそ野拡大や、キャリアパスの整備に向けた支援等を進めることとしており、本計画は同戦略との調和を保っています。

### 第5項 万博のインパクトを活かした大阪の将来に向けたビジョンとの関係

今後本格的に到来が予想される「人口減少・超高齢社会」を迎えるなか、約半世紀ぶりとなる万博（2025年大阪・関西万博）のインパクトを最大限に活かし、「大阪の持続的な成長」と「府民の豊かな暮らし」を確たるものにするとともに、万博開催都市として、SDGsの達成に向けて世界とともに未来をつくっていく必要があります。

このため、大阪がめざす将来像を描き、将来像を実現するための取組方向を示すことで「オール大阪」の羅針盤となる「万博のインパクトを活かした大阪の将来に向けたビジョン」を令和2年3月に大阪府・大阪市一体で策定しました。

このビジョンでは、2040（令和22）年の大阪の将来像として「世界一ワクワクする都市・大阪」を掲げており、それを実現するため「誰も取り残されることなく、すべての命が大切にされ、人と人のつながりの中で、すべての人が生涯にわたって、自らの能力や可能性を發揮し、健康でいきいきと活躍できる社会の実現に向けた取組みを推進」することとしています。本計画はこうした将来の方向性と調和を図っています。

## 第6項 大阪の再生・成長に向けた新戦略（ウィズコロナからポストコロナへ）との関係

新型コロナウイルスの感染拡大による、大阪経済や府民生活への甚大な影響や、「新しい生活様式」やDX（デジタルトランスフォーメーション）の加速などの新たな潮流等を踏まえ、大阪府・大阪市では、経済や府民生活へのダメージを最小限に抑えるために緊急的に取り組むべきもの、さらには、コロナ終息を見据え、「経済」「くらし」「安全・安心」の観点から大阪の再生・成長に向けて取り組むべき方向性を明らかにする、「大阪の再生・成長に向けた新戦略」を令和2年12月に府市一体で策定しました。

この戦略では、ポストコロナに向けて、「働きやすく住みやすい、健康で快適な質の高いくらしの実現」を掲げており、持続可能な地域共生社会の実現に向けたICT技術の活用などを含めたセーフティネットの充実、介護分野におけるサービス向上や、従業員の負担軽減、労働環境の改善に向けたAI・ロボットなどの活用などに取り組んでいくこととしています。本計画はこうした方向性と調和を図っています。

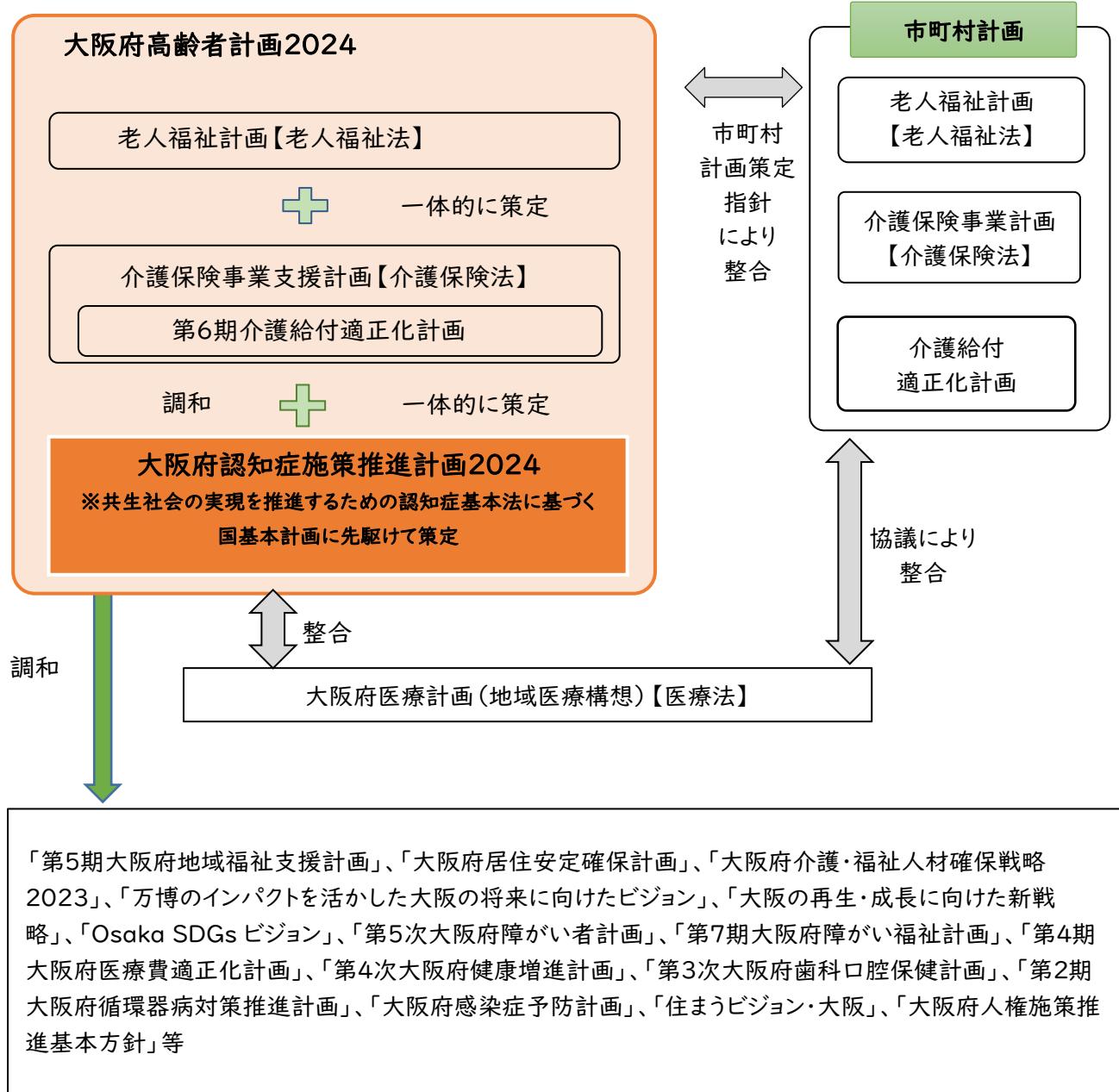
## 第7項 その他大阪府策定計画との関係

上記計画のほか、大阪府では、「Osaka SDGs ビジョン」、「第5次大阪府障がい者計画」、「第7期大阪府障がい福祉計画」、「第4期大阪府医療費適正化計画」、「第4次大阪府健康増進計画」、「第3次大阪府歯科口腔保健計画」、「第2期大阪府循環器病対策推進計画」、「大阪府感染症予防計画」、「住まうビジョン・大阪」、「大阪府人権施策推進基本方針」等、福祉、医療、保健はもとより幅広い分野における各種計画等との調和を図っています。

## 第8項 市町村老人福祉計画及び介護保険事業計画との整合性

大阪府では、過去の計画策定と同様に、市町村計画策定に際しての留意点をまとめた「第9期市町村高齢者計画策定指針」を示し、市町村計画と大阪府計画の整合を図っています。

## &lt;参考&gt;他計画との関係



## 第8節 高齢者福祉圏域の設定

---

高齢者福祉圏域は、福祉サービス及び保健医療サービスの連携を図る観点から、大阪府医療計画に定める二次医療圏（一般的な保健医療サービスが完結的に提供される地域的単位）及び大阪府地域医療介護総合確保計画（基金事業）に定める医療介護総合確保区域と一致させることとし、大阪府では以下の一覧のとおり8圏域とします。

高齢者福祉圏域においては、原則として圏域内でサービスが提供されることをめざし、必要に応じて整備等に関して圏域を単位とした調整を行い、介護保険施設等の適正配置等に努めます。

### 【高齢者福祉圏域の一覧】

圏域名	保険者(市町村)
大阪市高齢者福祉圏	大阪市
豊能高齢者福祉圏	豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町
三島高齢者福祉圏	高槻市、茨木市、摂津市、島本町
北河内高齢者福祉圏	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
中河内高齢者福祉圏	八尾市、柏原市、東大阪市
南河内高齢者福祉圏	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
堺市高齢者福祉圏	堺市
泉州高齢者福祉圏	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

【高齢者福祉圏域図】

